日本玩具協会会員 各位 STマーク使用許諾契約者 各位

平成 20 年東京都条例第 149 号 (平成 20 年 12 月 25 日公布) により、「食品衛生法施行条例」が改正されました。(平成 21 年 4 月 1 日より施行)

これに関し、東京都より当協会に対し、下記事項について留意の上、衛生管理の徹底に努めるよう要請通知がありましたので、周知いたします。

なお、本件は、厚生労働省の通達に基づいた措置ですので、東京都以外の自治体(道府県・保健所設置市・特別区)においても、同様の措置が講じられるものと思われます。

社団法人 日本玩具協会

記

東京都の食品衛生法施行条例の改正により、本年 4 月 1 日より新たに東京都内の玩具事業者(製造・輸入・販売(卸を含む)事業者)に課せられる事項

- 1. 指定おもちゃについて、製造・輸入事業者は、食品衛生法おもちゃの規格基準の適合性を確認するために自主検査(自主的な検査)を実施するよう努めること。 販売事業者は、上記自主検査の検査結果を取り寄せて、安全の確認に努めること。 (なお、STマーク付玩具に対してなされたSTマーク適合性試験は、特段の場合を除き、上記自主検査として取り扱われます。)
- 2. 1の自主検査の記録、出荷先又は販売先等必要な事項に関する記録を当該指定おもちゃの流通期間等を考慮した合理的な期間保存すること。
- 製品の回収・廃棄

指定おもちゃに起因する食品衛生上の問題が発生した場合(健康被害の情報を受けた時、食品衛生法違反が判明した時など)において、製品の回収等に関する連絡体制の整備等、具体的な回収の方法、保健所長への報告手順等を定めること。

回収された製品は、他の製品と区分して保管し、保健所長の指示に従い、適切に廃棄 等の措置を講ずること。

消費者等への注意喚起のため、必要に応じて当該回収等に関する公表等について考慮すること。

# 4. 情報の提供

3の場合においては、速やかに保健所等に情報を提供すること。

#### (本件の問合せ先)

#### (周知文の内容に関すること)

社団法人 日本玩具協会 山口、中田、小林(電話 03-3829-2513)

### (東京都食品衛生法施行条例改定に関すること)

東京都福祉保健局健康安全部食品監視課規格基準係 03-5320-4402 (直通) 又は最寄りの保健所

# 【詳しくは以下のホームページをご覧下さい。】

/関係条例一覧/公衆衛生上講ずべき措置の基準について

東京都福祉保健局のトップページ/健康・安全/食品の安全/その他食品安全

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kenkou/anzen/sonota/law/s\_kijun/index.html

#### 【参考 関係法令の該当規定】

食品衛生法第50条(有毒・有害物質の混入防止措置等に関する基準) 第2項

都道府県は、営業(食肉処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第2条第5号に規定する 食鳥処理の事業を除く。)の施設の内外の清潔保持、ねずみ、昆虫等の駆除その他公衆衛生上 講ずべき措置に関し、条例で、必要な基準を定めることができる。

# 東京都の食品衛生法施行条例第2条(公衆衛生上講ずべき措置の基準)

法第五十条第二項の規定に基づく営業施設の基準は、別表第一のとおりとする。ただし、営業の形態その他特別の事情により、知事が衛生上支障がないと認めた事項については、しんしゃくすることができる。